

令和 2 年 6 月 29 日現在

機関番号：34522

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2016～2019

課題番号：16K03467

研究課題名(和文) 自衛隊の災害派遣の史的考察-戦後政治における「国防」と「防災」の交差-

研究課題名(英文) Historical development of disaster relief operations by JSDF

研究代表者

村上 友章 (MURAKAMI, Tomoaki)

流通科学大学・経済学部・准教授

研究者番号：80463313

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,100,000円

研究成果の概要(和文)：天災の多い日本においては、陸上自衛隊の災害派遣の歴史は古く、それに対する国民の期待も今に始まったわけではない。だが、その研究は意外に少ない。そこで本研究は、種々の新史料を基にして陸上自衛隊の災害派遣の歴史的経緯を考察した。その結果、陸上自衛隊に国民的正当性を付与し、それを戦後日本社会に定着させていった活動こそ、災害派遣であったことが明らかになった。

研究成果の学術的意義や社会的意義

東日本大震災のような大規模災害から、集中豪雨による地方での深刻な災害に至るまで、自衛隊の災害派遣活動への国民的期待は高まっている。だが、本務である「国防」とのバランスや地方自治体との連携が困難であることなど、その課題は山積している。自衛隊の災害派遣の経緯をたどる本研究は、こうした難題を説く手がかりを豊かな歴史の中に訪ね、「国防」と「防災」という新たな視角から戦後政治史研究を問い直す試みである。

研究成果の概要(英文)：It was disaster relief dispatches that enabled the JSDF to gain legitimacy in the eyes of its citizens and established its importance within Japanese society. Despite their importance in building JSDF legitimacy, there has been little research about disaster relief dispatches. This research examines the historical development of the JSDF's disaster relief operations that helped it achieve legitimacy.

研究分野：日本政治外交史

キーワード：政軍関係 防災 中央・地方関係 戦後政治史 自衛隊

## 様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

### 1. 研究開始当初の背景

東日本大震災以降、特に社会的にも注目されている自衛隊の災害派遣活動であるが、その歴史的経緯に関する学術研究はほとんど進んでいない。「国防」の観点では、自衛隊の形成史に関しては先行研究が豊富(佐道明広『自衛隊史論』吉川弘文館、2015年等)である。だが、それらは一様に災害派遣の重要性は指摘するものの、それに特化した体系的研究は未だない。もっとも、関連分野として、旧軍の災害救援に関する研究は進みつつある(吉田律人「軍隊の『災害出動』制度の確立」『史学雑誌』2008年等)。「防災」の観点では、実務家によって個々の災害における自衛隊の活動が取り上げられることがあっても、防災史全般に自衛隊を位置づけた学術研究は皆無である。一方、関連する消防行政については研究がある(永田尚三『消防の広域再編の研究』武蔵野大学出版会、2009年等)。

申請者は戦後日本が国連平和維持活動(PKO)に参画した歴史的経緯を研究してきた(「吉田路線とPKO参加問題」『国際政治』151号、2007年等)。その際、その規律の高さに加えて、現地住民との関係を重視する自衛隊の姿勢がPKO活動における国際社会からの高い評価につながったこと、そしてその背景には長年に渡る国内の災害派遣活動の蓄積があったことが明らかになった。また、申請者は2012年度科学研究費(若手B)により「戦後復興と経済外交」について研究を行ってきた。その過程において、軽軍備・経済中心主義を標榜した吉田茂総理が警察予備隊発足時から、その国民的支持を得る手立てとして災害派遣活動に積極的であったことに印象付けられた。以上の研究経緯に加え、自らの阪神・淡路大震災における被災経験が原体験となり、自衛隊の災害派遣の歴史的展開を本格的に研究する必要性を痛感するに至った。

### 2. 研究の目的

本研究は、国立公文書館所蔵『防衛庁史資料』ほか未刊行の一次資料の分析を通じ、自衛隊の災害派遣活動を歴史的観点から再検討するものである。2011年の東日本大震災以降、社会的に大きく注目されるようになった自衛隊の災害派遣活動であるが、その歴史は古く、警察予備隊創設時(1950年)に遡る。その背景には、戦前の旧軍や、占領下における米軍の災害救援活動といった経験もあった。そこで本研究は、日米同盟と憲法九条を組み合わせさせた政治路線(いわゆる吉田路線)の下、再軍備を進めた歴代政権が、自衛隊を国内社会に定着させるために災害派遣活動を取り入れ、それを発展させてきたプロセスに注目する。その分析を通じて、「国防」と「防災」の観点から再軍備を捉え直し、新たな戦後日本政治像を提示するのが本研究の目的である。

諸外国に比べ地震や台風等の自然災害が頻繁に襲来する日本では、自衛隊が数多くの災害に出動する一方、その「運用」実績を教訓にして、種々の災害に即応するべく、「制度」(自衛隊法等)や「組織」(師団制等)の改変が重ねられてきた。その帰結が、東日本大震災にて自衛隊が果たした圧倒的役割であった。だが、「国防」を最大任務とする自衛隊が、その活動の比重を「防災」に傾けていくことに関しては様々な論争もあった。そこで本研究は、その「国防」と「防災」というジレンマの中で展開された自衛隊の災害派遣の歴史的経緯を「制度」・「組織」・「運用」の3つの側面から明らかにすることを目的とした。

### 3. 研究の方法

本研究は、第一に、一次史料をもとにした歴史学的手法によって、自衛隊の災害派遣の歴史的展開を明らかにする。国立公文書館所蔵『防衛庁史資料』をはじめ、外交史料館や各種資料館、そしてアメリカの国立公文書館において、今まで利用されてこなかった関係資料を収集した。また、関係者へのインタビュー(オーラル・ヒストリー)も行った。

本研究では、まず、自衛隊の災害派遣に関して特に重要であるいくつかの「制度」の成立に注目し、それを基準として4つの時期に区分して考察を進めた。

- ・ 自衛隊法(83条)の成立(1954年): 1945年~1954年
- ・ 大規模地震対策特別措置法(1978年): 1955年~1978年
- ・ 新「防衛計画の大綱」(1995年): 1979年~1995年
- ・ 新「日米ガイドライン」(2015年): 1996年~2015年

第二に、本研究は、「政軍関係」や「中央・地方関係」等の理論的枠組みを援用した政治学的手法によって、自衛隊の災害派遣に関する「制度」・「組織」・「運用」が形作られてきたプロセスを明らかにする。そのため、以下の通り、国会、内閣(関係省庁)、地方自治体、そして、米軍と自衛隊との関係を分析枠組みに設定し、「国防」と「防災」を横断する災害派遣のダイナミズムを立体的に捉えようと考えた。

#### 自衛隊の災害派遣をめぐる「政軍関係」

以上に述べたように、自衛隊の国内的正当性を確立するために災害派遣を重視した自民党政権(防衛庁も含む)の政策は、それが軍事組織としての基本的な役割すら侵食するのではないかとその危惧を自衛隊(いわゆる制服組)幹部に抱かせていく。こうした「国防」と「防災」をめぐる葛藤が、自衛隊の災害派遣における「政軍関係」に与えた影響を明らかにすることとした。

防災の主たる担い手である地方自治体と政府（自衛隊）の間の「中央・地方関係」

日本の防災政策の基本構想は地方自治体を主体とする「現場主義」であるが、それは自衛隊法 83 条にも反映され、災害派遣には一般的には都道府県知事の要請が必要とされる。他方、大規模災害では地方自治体主体の「現場主義」では対応しきれず、中央政府による「全体責任」が必要となる。こうした「中央-地方関係」の諸相とそれが自衛隊に与えた影響を明らかにすることとした。

日米安保体制下における「在日米軍と自衛隊の関係」

東日本大震災では自衛隊と在日米軍における共同救援活動（トモダチ作戦）が注目されたが、そもそも自衛隊発足以前の占領期においては、在日米軍が災害救援において圧倒的な役割を果たしていた。つまり自衛隊の災害派遣活動は、こうした在日米軍の役割を引き継ぐ形で発展してきたともいえる。そこで、日米安保体制下における、災害派遣をめぐる自衛隊（警察予備隊）と在日米軍の役割分担の変容を明らかにすることとした。

#### 4. 研究成果

##### (1) 本研究で明らかになったこと

本研究の成果を「研究の方法」に掲示した時期区分に従って報告したい。

自衛隊法（83条）の成立（1954年）：1945年～1954年

まず、自衛隊法に「災害派遣」規定（83条）が明記されるに至った背景を考察することを中心とし、敗戦から自衛隊創設に至る経緯を分析した。

第一に、警察予備隊が災害派遣（当時は「出行」と呼称）を開始した要因である。本研究は、それが吉田茂首相や後藤田正晴警察予備隊幹部らによって国内における政治的な正当性を獲得するために開始されたものであったこと、そして、隊員に文民統制（警察予備隊では、すべての活動に総理大臣の命令が必要）を徹底させるための訓練の場とされたものであったことを明らかにした。その結果、災害派遣の中核である施設科部隊が優先して全国に配備されることにもなったようである。

第二に、占領期から自衛隊創設に至るほぼすべての大規模災害には米軍が出動していた事実である。本研究は、講和条約以後も米軍地区司令官には、都道府県知事からの災害出動要請があれば、それが必要かつ妥当と認められたときには、救援活動を実施する権限が付与されていたことを明らかにした。さらには、こうした先行する米軍の活動が、警察予備隊や自衛隊の災害派遣を促す契機ともなったようである。

第三に、地方自治体の「要請派遣」を第一原則とする自衛隊法 83 条の成立の背景である。従来、この規定は、地方自治体の意志に反して中央政府が一方向的に、自衛隊をその地域に出動させることを防ぐ目的で盛り込まれたと理解されてきた。これに対して本研究は、こうした通説とは異なり、むしろ自衛隊の迅速な災害派遣を求める地方自治体の要望に応じて、この規定が設けられたことを明らかにした。自衛隊の前身である警察予備隊や保安隊は数多くの災害に出動したが、文民統制の徹底の観点もあり、時として中央政府の判断が下されるまでに時間を要した。そこで、災害対応の責任者である被災地の知事たちが「要請派遣」を求めたのである。

大規模地震対策特別措置法（1978年）：1955年～1978年

次に、自衛隊法の下で、自衛隊がどのように災害派遣の運用を重ね、その組織を変容させていったのかを考察し、1978年の大規模地震対策特別措置法（自衛隊法 83 条改定）の成立の背景を明らかにした。

第一に、都市部を中心とした大規模災害の問題である。自衛隊発足当時の災害は、地方インフラの不備による風水害であった。ところが高度経済成長による都市化の進展によって、中央政府の介入（「全体責任」）が必要な人口密集地における大規模災害（地震等）への対応がクローズアップされるようになっていく（たとえば、災害対策基本法の成立〔1961年〕）。その契機となったのが伊勢湾台風（1959年）と新潟地震（1964年）であった。自衛隊はこの2つの災害に際して、自衛隊法 83 条に規定された「自主派遣」（知事の要請を待たずに、自衛隊の判断として出動）も行うなど果敢に対応し、被災地から歓迎された。他方、これらの災害では従来の地方師団レベルの対応では不十分であり、全国からの部隊投入が必要とされた。つまり、自衛隊においても「現場主義」だけではなく、中央政府の「全体責任」の必要性が痛感された。こうして東海地震を想定した「大規模地震対策特別措置法」が成立（1978年）し、その際には自衛隊法 83 条も改定され、地震が予知された場合には、総理大臣が都道府県知事の要請なしに自衛隊を予防展開できることになった（「地震防災派遣」）。加えて防衛庁は、大地震が発生した場合には、「通常の災害派遣の特例」として、防衛庁長官の命令により大規模な災害派遣を可能とする手続きも整備したのである（「大規模震災災害派遣」）。

第二に、日本の防衛政策と災害派遣との相互作用を明らかにした。自衛隊の災害派遣の定着と並行して、災害派遣は防衛構想の中でも一層重視されるようになっていく。池田勇人内閣は「第二次防衛力整備三カ年計画」（二次防）策定に際し、そこに「国土、国民に密着した防衛力とするため、災害救護、公共事業への協力等民生協力面の施策及び騒音防止対策を重視するものとする」という一次防には無かった項目を加え、三木武夫内閣が「防衛計画の大綱」（1976年）

を発表した際には、災害救援活動は、その「基盤的防衛力構想」における「平時の防衛力」の中核に据えられるに至った。その結果、先述の「大規模震災災害派遣」では、従来の都道府県知事の要請を待つ「現場主義」原則ではなく、「全体責任」原則を重視して、防衛庁・自衛隊の自主判断を求める新方針も導入されたのである。

第三に、米軍との関係である。国内の災害救援活動をめぐる日米協力の嚆矢を東日本大震災に求める議論が散見されるが、事実はそうではない。本研究は、伊勢湾台風において自衛隊と在日米軍が緊密な連携をとりながら災害救援活動を行い、大きな成果を挙げていること、同災害後、在日米軍関係者の中で、自衛隊と米軍（大使館、各地領事館も含む）との協力を恒常化させる計画があったことも明らかにした（米国国立公文書館所蔵資料）。また、日本政府部内においても、伊勢湾台風のような大規模災害に際しては自衛隊の実力だけでは対応しきれないとの問題意識があったことも分かった。実際にも、新潟地震やその他の大小の災害に際して、在日米軍は1970年ごろまでは出動を繰返していたようである。

新「防衛計画の大綱」（1995年）：1979年～1995年

ここでは、1995年に新たに制定された「防衛計画の大綱」を中心に、冷戦期に定着した災害派遣の制度・組織・運用が冷戦終結後にどのように変化したのかを考察した。

第一に、戦後日本の防災政策や防衛政策に大きな影響を与えた阪神・淡路大震災における危機管理の再解釈である。同震災では、陸上自衛隊が初動に遅れたことをめぐり、要請権者である兵庫県知事や社会党・村山富市首相の責任が問われ、また、自衛隊法の不備が指摘されてきた。しかし実際には、「現場主義」の観点から自衛隊法には災害時における自衛隊の「自主派遣」が明記されていたし、本研究が明らかにしたように1960年代にはそれがすでに慣行化されてもいた。さらに、1970年代には「全体責任」の観点から、大規模災害の際には、中央（防衛庁長官）による命令も強調されていたはずであった。にもかかわらず、自衛隊が「自主派遣」に踏み切らず、また、防衛庁も現地部隊に直接指示を出さなかった背景として、本研究は、冷戦という「長い平和」と大災害の空白が続いた1980年代に災害派遣の制度に空洞化が進んでいたことを指摘した。第一に、1970年代半ばには首都圏と近畿圏の二大人口集中地帯の大半が革新系知事を擁するに至り、いくつかの自治体が自衛隊との関係を疎遠にしていった。第二に、坂田道太郎防衛庁長官が「防衛計画の大綱」策定と合わせて、災害派遣を自衛隊の「主たる任務」に格上げする構想を持ったが、陸幕幹部が難色を示し、実現するには至らなかった。その結果、1980年代に入ると防衛庁・自衛隊内部では災害派遣が重要任務であるとの認識が失われ、広報に必要な「何かのお手伝い」程度にしか受け止められなくなっていたのである。

第二に、阪神・淡路大震災が災害派遣に与えた影響の限界である。従来、同震災は、旧大綱よりも一歩踏み込んだ表現で自衛隊の災害派遣を重視する姿勢を打ち出した新たな「防衛計画の大綱」や、運用面で種々の修正が加えられた災害派遣体制に大きな影響を与えてきたと解釈されてきた。その結果、こうした阪神・淡路大震災を通じた自衛隊の災害派遣体制の見直しが、東日本大震災における迅速かつ大規模な派遣につながったという単線的な理解が一般的である。これに対して本研究は、阪神・淡路大震災の多大な影響を認めつつも、そこに一定の限界があったことも指摘した。第一に、依然として防衛論者や自衛隊内部には災害派遣に対する消極的な意見が根強かったことである。その結果、災害派遣が自衛隊の「主たる任務」に格上げされることはなかったし、初動時の救命活動を強化するための組織的な取り組みも行われなかった。第二に、在日米軍との協力関係である。本研究が明らかにしてきたように、1970年代頃までは国内の災害救援活動において、しばしば自衛隊と在日米軍との協力関係が見られた。実際にも阪神・淡路大震災時にも米側からは大規模な米軍投入の打診もあった。にもかかわらず、同震災以後も、両者の関係が強化されることはなかったのである。

新「日米ガイドライン」（2015年）：1996年～2015年

最後に、2015年に策定された新しい「日米ガイドライン」を中心に、東日本大震災前後の災害派遣体制の変化を考察した。

第一に、9・11同時多発テロ事件等の国際危機を契機として「国防」の観点から自衛隊の組織そのものが改変され、その結果として災害派遣における「全体責任」が強化されたということである。先述の通り、阪神・淡路大震災以後、自衛隊の災害派遣体制の見直しが進められたものの、それは各種災害に迅速に対応できるような組織変革を伴うものではなかった。ところが、自衛隊が冷戦期の抑止重視の「存在する自衛隊」から、対処重視の「機能する自衛隊」へと組織や運用面での脱皮を進めた結果、大規模災害時の統合運用や災害派遣即応部隊の全国配置などが実現するに至る。このことが、東日本大震災時の統合任務部隊編成による機動的な10万人規模の部隊派遣を可能としたのであった。

第二に、災害救援活動をめぐる在日米軍と自衛隊の協力関係の「復活」である。東日本大震災においては日米同盟の顕著な連携が見られたが、その延長線上に2015年には日米ガイドラインが改正され、大規模災害への対処も重要な協力項目とされるに至ったのである。それは一般的には日米同盟の新たな協力関係と評される。だが本研究からは、それが、長らく未完だった国内災害救援をめぐる日米協力が復活したものと理解できるだろう。

## (2) 結論と展望

本研究は、長年にわたる災害派遣の制度化と運用を通じて、災害救援活動を軍事組織の重要任務として位置づける「戦略文化」が自衛隊に段階的に定着してきた過程が明らかにした。日米安保中心主義の「国防」政策の下、かつて災害派遣は、反軍平和主義の強い逆風にさらされていた陸上自衛隊にとって、その存在意義を示す貴重な手段であった。それ故にか、在日米軍の災害救援活動の可能性は失われていったが、陸上自衛隊は、災害派遣を重ねることで着実に国民の支持を獲得していく。もっとも、「国防」組織たる自衛隊の活動が「防災」に傾斜することについては、防衛庁(省)や自衛隊内部に違和感がなかったわけではない。だが、伊勢湾台風災害における救援活動が国民から高く評価されるや、災害派遣も自衛隊の重要任務であるとの認識が共有されるようになっていく。さらに同じメカニズムが阪神淡路大震災、そして東日本大震災においても拡大再生産されたことで、災害救援活動を重視する「戦略文化」が定着してきたのである。現在、災害派遣は、その規模によっては、実質的な自衛隊の「主たる任務」になっている。もはや災害派遣は、その規模によっては、実質的な自衛隊の「主たる任務」になっており、東日本大震災以降、その傾向は不可逆である。

以上のプロセスをあらためて、「政軍関係」、「中央・地方関係」、「同盟関係」から整理し、残された課題を報告しておきたい。第一に、「政軍関係」については、昨今、注目されている「軍による安全」、「軍からの安全」、「政治からの安全」という三つの視座から整理しておきたい(細谷雄一編著『軍事と政治 日本の選択』文藝春秋、2019年)。戦後防衛体制は「軍からの安全」から出発し、冷戦終結後には「軍による安全」へと変化したと考えられている。これに対して本研究からは、その「軍からの安全」をアピールする広報的活動こそが災害派遣であったこと、それが故に自衛隊内部において災害派遣は副次的任務としてしか扱われていなかったこと、したがって、冷戦終結後の「軍による安全」への認識の転換は災害派遣をも質的に強化することになったことが理解できる。もっとも、本研究が明らかにした自衛隊法に災害派遣規定が設けられた経緯や「自主派遣」が慣行化していた事実は、戦後初期においても「軍による安全」が一部で模索されていたことも示している。

加えて、本研究からは「政治からの安全」(加えて「政治による安全」)もまた災害派遣をめぐる政軍関係の隠されたテーマだったことが伺える。たとえば、地方の自衛隊部隊は政治家からの利益誘導型の災害派遣要請に苦慮していたという。坂田防衛庁長官が災害派遣を「主たる任務」に格上げしようとしたときに陸幕幹部が抵抗した背景にはこうした事情もあったと思われる。一方、警察予備隊時代の災害派遣において首相による文民統制(いわゆる「文官統制」とは異なる)が徹底されていたこと、そして、被災地の県知事が自衛隊法83条成立に影響を与えていたことから、政治からの安全だけでなく、「政治による安全」もまた政軍関係の重要な要素だったことが伺われる。

第二に、「中央・地方関係」である。政府の災害対応は、基本的には地方自治体による「現場主義」が強調され、それが困難な場合にのみ国の介入(「全体責任」)に移行するというのが原則である。一方、自衛隊は警察予備隊発足当時から、まず内閣総理大臣に「最高の指揮監督権」(自衛隊法第7条)を認めるトップダウン型組織である。本研究は、こうした「国防」組織たる自衛隊と、ボトムアップ型の「防災」政策にはジレンマがあったことを明らかにした。たとえば警察予備隊当時は首相の命令にこだわる余り、現場部隊の出動が大幅に遅れてしまうこともあった。そこで自衛隊では防災政策に合わせて、県知事の「要請派遣」が認められ、かつ、自衛隊内部の災害派遣の命令権者も下位レベル(方面總監等)にまで拡大されたのである。他方、逆に防災政策が中央政府の全体責任を必要としたときにも、自衛隊はそれに充分には適応できなかった(阪神・淡路大震災)。これは、長らく5つの方面隊を束ねる組織(現在の陸上総隊)を持たなかった陸上自衛隊の分権的な特質と関係があったのかもしれない。

第三に、日米の同盟関係である。戦後日本の「国防」政策は、「国防の基本方針」(1957年)に「外部からの侵略に対しては(中略)米国との安全保障体制を基調としてこれに対処する」とあるように、日米安保が基軸であった。災害派遣は、こうした枠組みの中で「自主性」を制約された陸上自衛隊に残されたほぼ唯一の「実行動」であった。だからこそ、国内災害における在日米軍の活動が縮小されていったと同時に、自衛隊内部には災害派遣を「主たる任務」とする政治的な動きに対する根強い抵抗が蓄積されたものと思われる。

従来、戦後自衛隊をめぐる政治史は「軍からの安全」と「文官統制」を中心に理解されてきた。だが災害派遣に光を当てた本研究は、それがより複雑な「政軍関係」や、中央・地方関係、さらには同盟関係とのダイナミックな相互作用も含む、彩豊かな歴史だったことを明らかにした。

今後の展望としては、第一に、以上の本研究成果を出版することで多分野の研究者からの批評を仰ぎ、「国防」と「防災」を横断した学術的論議を活発に展開したい。第二に、本研究では防衛庁・自衛隊の内部資料(師団史や災害派遣史等)を多数収集することができたため、引き続き各師団や地元部隊、そして、米軍関係資料等の収集を継続していきたい。第三に、本研究を基盤として関係者に対するインタビューも継続していく。特に1990年代以降の災害派遣体制の見直しに携わった関係者のインタビューを記録しておくことは、後世の歴史研究のためにも喫緊の課題である。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計0件

〔学会発表〕 計3件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 村上友章
2. 発表標題 自衛隊の災害派遣の来歴
3. 学会等名 国際安全保障フォーラム・イン・関西 2019
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 村上友章
2. 発表標題 大規模災害と日米同盟
3. 学会等名 九州大学総合学際研究法ワークショップ「日本の安全保障環境」
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 村上友章
2. 発表標題 再考・カンボジアPKOと日本 - 安保法制に残された課題
3. 学会等名 関西アジア太平洋安全保障フォーラム
4. 発表年 2017年

〔図書〕 計5件

1. 著者名 佐藤史郎・川名晋史・上野友也・齊藤孝祐・山口航・村上友章・佐藤量介・長谷川隼人・齊藤孝祐・バスティアン・マスロー・古賀慶・井上実佳・中村長史・佐々木葉月・池田丈佑・伊藤丈人・中村文子・植田晃博・松村博行・池島祥文・白鳥潤一郎・楠綾子・岡橋純子・高橋美野梨	4. 発行年 2018年
2. 出版社 法律文化社	5. 総ページ数 310
3. 書名 日本外交の論点	

1. 著者名 片山裕、木場紗綾、楠綾子、栗栖薫子、大島賢三、河原節子、大江伸一郎、村上友章、ロバート・D・エルドリッチ、柳沢香枝、桜井愛子、中川裕子、ショウ智子、吉富望、安富淳	4. 発行年 2017年
2. 出版社 ミネルヴァ書房	5. 総ページ数 266
3. 書名 防災をめぐる国際協力のあり方	

1. 著者名 Robert D. Eldridge, Paul Midford, Ayako Kusunoki, Giuseppe A. Stavale, Katsuhiko Musashi, Tomoaki Murakami	4. 発行年 2017年
2. 出版社 Palgrave Macmillan	5. 総ページ数 416(p265-296)
3. 書名 The Japanese Ground Self-Defense Force: Search for Legitimacy	

1. 著者名 増田弘、井上寿一、楠綾子、中島信吾、池田慎太郎、吉次公介、中島琢磨、佐藤晋、竹内桂、井上正也、福永文夫、服部龍二、折田正樹、村上友章、薬師寺克行、宮城大蔵、佐道明広、バード・エドストローム	4. 発行年 2016年
2. 出版社 ミネルヴァ書房	5. 総ページ数 488(p335-357)
3. 書名 戦後日本首相の外交思想	

1. 著者名 井上正也、河野康子、白鳥潤一郎、村上友章	4. 発行年 2019年
2. 出版社 千倉書房	5. 総ページ数 661
3. 書名 朝海浩一郎日記	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----